

＜対策のポイント＞

漁業者等が行うブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全・モニタリング、国境監視、災害対応活動や、離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止及び栄養塩類対策等の支援等を推進します。

＜政策目標＞

環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和7年度まで〕）等

＜事業の全体像＞

環境・生態系の保全及び海の安全確保		二枚貝等の生息環境の保全・回復	
1. 水産多面的機能発揮対策事業 1,452（1,653）百万円 水産業・漁村の多面的機能の発揮に向け、漁業者等が行うブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全・モニタリング等の環境・生態系保全や国境監視、災害対応活動等の海の安全確保の取組を支援します。		5. 二枚貝育成技術高度化事業 325（325）百万円 「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、環境省に設置されている有明海・八代海等総合調査評価委員会の有明海の再生目標として取り上げられている、二枚貝等の生息環境の保全・回復等に資する技術開発・実証事業を実施します。	
離島漁業の維持・再生		サンゴ礁の保全・回復	
2. 離島漁業再生支援等交付金 1,352（1,463）百万円 離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。		6. 厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証事業 150（150）百万円 漁場環境の保全の観点から、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証を行い、事業展開に向けた計画・実施手法を早急に確立することを目指します。	
有害生物の被害防止		漁場油濁被害の防止・対策	
3. 有害生物漁業被害防止総合対策事業 344（379）百万円 我が国漁業に甚大な被害をもたらす有害生物について、駆除・処理等の漁業者等による被害軽減対策への支援を行い、効率的かつ効果的な漁業被害防止・軽減対策を継続して実施することにより、漁業経営の安定化を図ります。		7. 漁場油濁被害対策事業 19（19）百万円 近年多様化する漁場油濁事故を踏まえ、事故対応策等の普及のための漁業者等向けの講習会の開催や、事故発生時に事故現場で対応する専門家の育成及び派遣を支援します。また、原因者が判明しない漁場油濁事故に際し、漁業者等が行う漁場油濁被害の拡大防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁します。	
豊かな漁場環境の推進		[お問い合わせ先]	
4. 豊かな漁場環境推進事業 151（171）百万円 豊かな海の実現に向け、赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を行います。また、漁業を規制する国際的な動きに対し、水産資源の持続的利用が損なわれないよう対応するため、調査・検討・普及等を進めると共に情報収集・発信を行います。		（1の事業）水産庁計画課（03-3501-3082） （2の事業）防災漁村課（03-6744-2392） （3～5、7の事業）漁場資源課（03-3502-8486） （5の事業）研究指導課（03-6744-2031） （6の事業）整備課（03-6744-2390）	

＜対策のポイント＞

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う**水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援**します。

＜事業目標＞

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和7年度まで〕）
- 安心して活動できる海域の維持

＜事業の内容＞

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

1. 環境・生態系保全

① 水域の保全

藻場の磯焼け対策、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等の活動を支援します。

② 水辺の保全

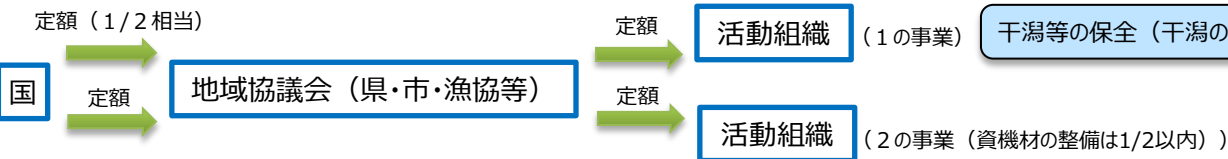
干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記1及び2に併せて実施する多面的機能の**国民に対する理解の増進**を図る活動組織を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



藻場の保全（ウコの駆除）



藻場・干潟等の保全
（流域における植林）



ヨシ帯の保全



干潟等の保全（干潟の耕うん）



災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

＜対策のポイント＞

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

＜政策目標＞

- 離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度まで〕）
- 離島漁業就業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業者数を全国の漁業就業者数の減少率に抑制〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 離島漁業再生支援交付金

① 離島漁業再生事業

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。

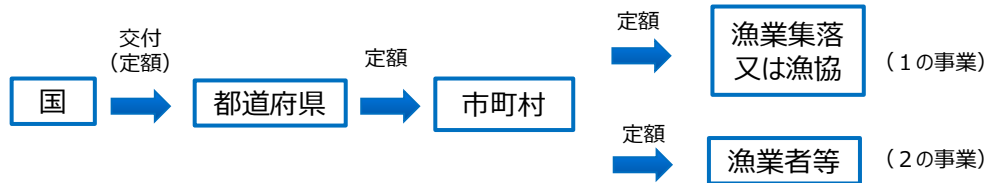
② 離島漁業新規就業者特別対策事業

「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船等を当該集落において独立して**3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。

2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域において、**新たな漁業又は「海業（うみぎょう）」に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する経費等を支援するための交付金を交付**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 離島漁業再生支援交付金

【交付対象活動】

- ① 離島漁業再生事業
 - ア 漁業の再生に関する話合い
 - イ 漁場の生産力向上のための取組
種苗放流、漁場の管理・改善、
産卵場・育成場の整備、漁場監視等
 - ウ 漁業の再生に関する実践的な取組
新規漁業・養殖業への着業、
低・未利用資源の活用、高付加価値化、
販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

- ② 離島漁業新規就業者特別対策事業
漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・
漁具を、新規漁業者に貸与を行う際のリース料を支援します。



2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

【取組事例】

地域の水産物を利用した漁家レストランや直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



<対策のポイント>

我が国漁業に甚大な被害をもたらす有害生物について、**駆除・処理等の漁業者等による被害軽減対策への支援**を行い、**効率的かつ効果的な漁業被害防止・軽減対策を継続して実施**することにより、漁業経営の安定化を図ります。

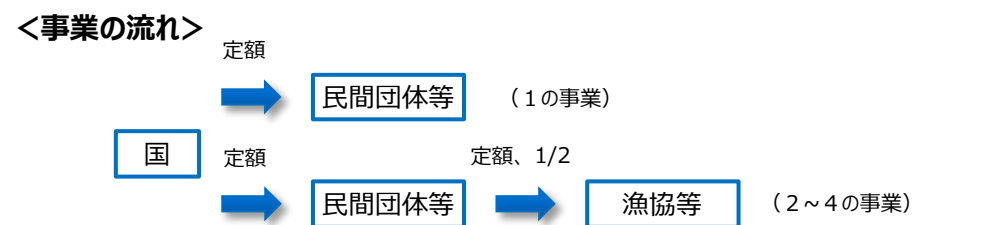
<事業目標>

有害生物による漁業被害の影響を受けている漁業者の経営安定

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 大型クラゲ国際共同調査事業
- 日中韓の国際的枠組みの下、東シナ海及びその隣接海域等におけるモニタリング等による**大型クラゲの出現や来遊状況の迅速な把握**等を行います。
2. 有害生物調査及び情報提供事業
- 有害生物の出現状況や生態等の把握、漁業者等に対する**情報提供、個体数管理のためICT等の新技術を活用した科学的情報の収集及びモニタリング**を通じた漁業被害の軽減に向けた取組を行います。
3. 有害生物被害軽減技術開発事業
- 漁業被害に対する漁業者等の自助努力を促進するため、有害生物による**漁業被害を効率的・効果的に軽減する技術の開発・実証**を行います。
4. 有害生物被害軽減対策事業
- 有害生物の**駆除・処理、改良漁具の導入促進**といった漁業者等による被害軽減対策を支援します。



【事業対象生物】

トド、大型クラゲ、ナルトビエイ、ザラボヤ、キタミズクラゲ及びオットセイ

背景

トド、大型クラゲ等の有害生物による漁業被害

○ 漁具の破損
○ 漁獲量の減少
○ 作業の遅延
○ 漁獲物の品質低下 等

【トド】
漁獲物の被害

対策

漁業被害の防止・軽減のための対策

① 大型クラゲ国際共同調査
② 調査及び情報提供
③ 被害軽減技術開発
④ 被害軽減対策

【大型クラゲ】
定置網への大量入網

効率的・効果的な漁業被害の軽減により漁業経営の安定に貢献

＜対策のポイント＞

水産業を持続的なものとしていくためには、漁場に有害な環境要因を適切に把握し、海域の特性を踏まえた効果的な対策を講じることで、漁場や水産資源の回復等を図り、豊かな海を実現していくことが必要であるため、**海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化**を行います。また、**漁業を規制する国際的な動き**に対し、水産資源の持続的利用が損なわれないよう対応するため、**調査・検討・普及等を進めると共に情報収集・発信**を行います。

＜事業目標＞

我が国の養殖生産量の維持（970千t〔各年度〕）

＜事業の内容＞

- 1. **海域特性に応じた赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類対策推進事業**
 - ① 赤潮・貧酸素水塊の**近年の発生状況も踏まえた予察、被害軽減等の技術の開発・実証・高度化**を行います。
 - ② **栄養塩類等の水質環境について、水産資源との関係やそれに及ぼす影響の解明等**を行い、海域ごとの特性に応じた**栄養塩類管理方策の検討・策定・提供**を行います。
- 2. **国際的な海洋生態系保全対応のための持続的利用確保調査**
ワシントン条約（CITES）等での**国際的な議論や海洋保護区等に関する調査・分析等**を行い、我が国における**適切な管理措置等の検討・普及等**を行います。
- 3. **絶滅のおそれのある海洋生物の希少性評価**
海洋生物の希少性評価の実施及び評価のための**情報収集**を行い、**レッドリストの策定に向けた評価**を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

